

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定によって、意見書が提出された。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

（仮称）廿日市ショッピングセンター

2 所在地

廿日市新宮一丁目一三一六―二五 外

二 提出された意見の概要

1 交通渋滞に対する配慮・対策について

（一） 左折専用道路を設置すること。

（二） 郵便局間道路を拡幅すること。

（三） 旧山陽道の利用制限を実施すること。

（四） 宮島街道の信号機の調整をすること。

（五） 都市計画道路と旧山陽道の交差点に信号機を設置すること。

（六） オープン三か月、九か月後の交通渋滞調査とその対策を実施すること。

（七） 出入り口地中化の検討をすること。

2 大気汚染・騒音・安全への配慮について

（一） オープン後、改めて調査及び対策の検討を行うこと。

（二） 深夜の若者のたまり場化、それに伴う騒音・防犯・防災・安全等への配慮及び対策を徹底すること。

3 電波障害について

廿日市市の「中高層建築物等に関する指導要綱」に基づき、予測した範囲外においても、本建築物（施設）に起因する障害は全戸、事業主が補修すること。

4 日照・通風への配慮について

（一） 用地北側の一・八メートルの事業主ブロック塀の撤去及び通風わけても日照の確保、プライバシー、防犯、安全、騒音等に対する適切な対策を行うこと。

（二） 私有地西側の事業主についても、プライバシーの確保及び美観上のため、（一）と同様の配慮を行うこと。

5 午前一時までの照明による睡眠妨害について

オープン後に近隣住民の睡眠への影響があれば改善すること。

6 プライバシーの確保について

オープン後更なる対策が必要な場合には、改めて別途対策を採ること。

7 汚染・衛生問題外について

空調について、隣接する住民に対する騒音・悪臭・よごれ等への配慮を徹底すること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成二十年三月三十一日まで)

廿日市市商工観光課(廿日市市下平良一丁目一一番一号)

2 縦覧期間

平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで